

介護保険システム標準仕様書（案）に 関する意見照会の実施について

令和3年6月7日

1 ご意見の記入・提出に係る必読事項

→ 事務連絡に記載している＜ご留意いただきたい事項＞をご確認ください。

2

- (1) 標準仕様書（案）の構成、各資料の位置づけ及び参照の観点
- (2) 標準仕様における記載粒度
- (3) 標準仕様（機能・帳票要件）作成時の観点

→ 当資料をご確認ください。

3

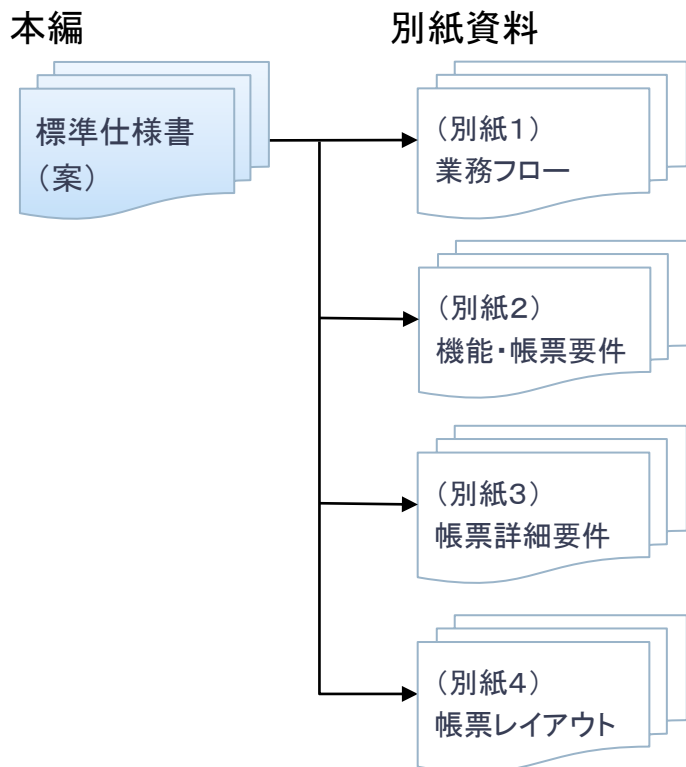
- ・ 標準化の背景や目的
- ・ 標準化の対象（対象自治体、対象業務、対象項目）
- ・ 標準準拠の考え方（実装必須、実装不可、実装オプション）
- ・ 機能要件の考え方（管理項目の定義、「等」の表記の意味、一覧機能、EUC機能等）
- ・ 帳票要件、データ要件、連携要件の留意事項

→ 標準仕様書（案）の本編をご確認ください。

標準仕様書(案)の構成、各資料の位置づけ及び参照の観点

- 標準仕様書(案)は、各構成資料の見やすさ、メンテナンス、調達仕様書としての二次利用等を考慮し、本編と別紙資料に分けた構成としている。
- 意見の記入にあたっては、以下に記載の各資料の位置づけ及び参照の観点を確認してほしい。

【標準仕様書(案)の構成】



※データ要件(明確な管理項目・データ型・桁数等及びコード内容等)、連携要件(明確な連携項目・データ型・桁数等及びコード内容等)は、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室にて令和3年度中にとりまとめを行う予定であるため、意見照会対象としていない。

No	資料名	資料の位置づけ及び参照の観点
1	標準仕様書(案)	標準化に関する背景や目的のほか、標準仕様書の位置づけや基本的な考え方を整理した資料となっている。 意見を記入いただく際の前提資料として参照していただきたい。
2	(別紙1) 業務フロー	業務運用をイメージできるものとして定義している。機能・帳票要件をご確認いただく際に、標準的な運用モデルとして参考にしていただきたい。
3	(別紙2) 機能・帳票要件	「〇〇できること」といった要件のほか、帳票出力、集計、連携等で必要とする管理項目も定義している。 標準として必要な機能及び管理項目となっているか確認していただきたい。
4	(別紙3) 帳票詳細要件	機能・帳票要件にて、実装必須または実装オプションとした帳票について、印字項目を定義している。また、可能な限り印字編集仕様も記載するようにしている。 標準として必要な印字項目及び印字編集仕様となっているか確認していただきたい。
5	(別紙4) 帳票レイアウト	機能・帳票要件にて、実装必須または実装オプションとした帳票について、参考様式として定義している。帳票詳細要件を確認する際に参考にしていただきたい。

No1、2への意見は「【回答票】その他」、No3への意見は「【回答票】機能・帳票要件」、No4、5の意見へは「【回答票】帳票詳細要件」に記載してください。

- 標準仕様書(案)の作成にあたり、機能・帳票要件等の記載方針は以下を前提としている。標準仕様書(案)を確認するにあたり、ご注意ください。

No	観点	標準仕様の記載方針
1	法令等に記載がある要件	事務連絡（介護保険最新情報等を含む）や国保連I/F等に記載があるものは、要件として詳細に定めることはせず、該当する法令、事務連絡、様式等に準拠することとしている。
2	事務運用にて利用頻度が極めて低い要件	内部利用の一覧帳票や独自集計等の機能や実運用上で利用頻度が極めて低い機能や代替手段にて運用が可能な機能については、原則、実装不可としている。
3	人口規模による利用有無等の差異がある要件	指定都市要件、中核市要件、一括処理、自動付番等の概ね大規模自治体が必要とする機能で、中小規模の自治体では必要性が低い機能については、原則、実装オプションとしている。

- 介護保険システム全体に係る共通的な要件について、各事業の要件として個々に定めるのではなく、介護保険共通として次の要件を定義している。

共通機能	共通要件（例）
基幹系他システム連携	・ 基幹系他システム（住民記録情報、地方税情報等）との連携 ・ 異動情報を元にした異動リストの作成 ※国保連合会等の他機関システムとの連携は各事業の要件とする
マスタ管理 （パラメタ管理）	コードマスタ、金融機関マスタ、文書番号、電子公印、職務代理者対応、通知書問い合わせ先、不服申し立て先（知事等）等
データ管理	住登外管理、個人番号管理、DV管理、介護用世帯管理、送付先管理、口座管理、帳票出力管理等
台帳管理	対象者検索、共通チェック仕様、メモ情報管理、ファイル関連付け管理等
一覧管理	抽出条件、表示要件、住記等の付加情報、宛名シール・宛名印刷、DV要件等
帳票出力	宛名部分の印字要件（カスタマバーコードを含む）、文書番号、プレビュー表示、PDF保存、帳票再出力等

※帳票は、「宛名シール」、「宛名印刷」を介護保険共通の要件とし、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義している。

○ 被保険者資格の各要件について、以下の観点で標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	住民情報異動等に伴う資格異動	住民情報の異動や施設入所等に伴う資格情報の異動に関する機能を要件として定義した。
2	被保険者証再交付	被保険者証の再交付に関する機能を要件として定義した。
3	自市町村住所地特例者把握	自市町村の被保険者が他市町村の施設へ入所し住所地特例者となるケースに関する機能を要件として定義した。
4	他市町村住所地特例者把握	他市町村の被保険者が自市町村の施設へ入所し他市町村住所地特例者となるケースに関する機能を要件として定義した。
5	適用除外施設入所者把握	適用除外施設の入退所者情報の管理に関する機能を要件として定義した。

○ 保険料賦課の各要件について、以下の観点を標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	保険料賦課共通	仮算定や本算定等、保険料賦課にて共通的に使用する機能を要件として定義した。保険料賦課全般として、市区町村の条例により税未申告者の扱いや期別回数等の運用が様々である点を加味した定義としている。
2	仮算定	保険料の仮算定を管理する機能を要件として定義した。
3	仮徴収額変更	保険料仮徴収額の平準化を行う機能を要件として定義した。
4	本算定	保険料の本算定を管理する機能を要件として定義した。
5	月割賦課	保険料の月割賦課や随時賦課更正を管理する機能を要件として定義した。
6	口座振替依頼	保険料徴収方法が口座振替の被保険者に対し、金融機関へ口座振替依頼を行う機能を要件として定義した。
7	代理納付管理	生活保護費からの代理納付を行う対象者について管理する機能を要件として定義した。
8	減免・猶予管理	保険料の減免や徴収猶予の対象者管理や通知書出力に関する機能を要件として定義した。

- 介護保険システムを利用し、保険料収納・滞納管理を運用する前提で、各要件について以下の観点で標準仕様を定めている。

<保険料収納>

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	保険料収納共通管理	収納状況の確認等、保険料収納にて共通的に使用する機能を要件として定義した。
2	収納消込	保険料収納における消込機能を要件として定義した。口座振替結果データのフォーマットや口座振替結果等の通知書、多様な納付方法について、他機関等との兼ね合いを踏まえた定義としている。
3	還付・充当	保険料の過誤納金の管理に関する機能を要件として定義した。
4	納付証明書発行	保険料の納付証明書の発行管理に関する機能を要件として定義した。

<滞納管理>

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	滞納共通管理	滞納者情報の確認等、滞納管理にて共通的に使用する機能を要件として定義した。
2	督促	滞納保険料の督促に関する機能を要件として定義した。
3	催告・猶予措置	督促後も納付が無い対象者の管理に関する機能を要件として定義した。
4	滞納処分	滞納処分や徴収権の消滅時効に関する機能を要件として定義した。

○ 受給者管理の各要件について、以下の観点で標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	認定更新勧奨	要介護・要支援の認定更新を勧奨するための機能を要件として定義した。
2	減免／減額認定	被保険者の利用者負担に対する減免・減額に関する申請や認定に関する機能と、付随する事務に関する機能を要件として定義した。
3	負担割合	被保険者における負担割合の判定に関する機能を要件として定義した。
4	給付制限	被保険者の保険料滞納に伴う給付制限の適用や解除等に関する機能を要件として定義した。
5	国保連受給者異動	国保連合会と保険者間で連携する受給者異動情報（受給者台帳）に関する機能を要件として定義した。

○ 認定管理の各要件について、以下の観点で標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	要介護／要支援認定	要介護／要支援の認定申請・認定に関する機能と、付随する事務に関する機能を要件として定義した。
2	謝金(委託料・作成料)、審査員報酬支払	認定調査・主治医意見書・認定審査会における謝金・報酬に関する機能を要件として定義した。
3	処分延期通知	認定申請から30日以内に認定処分が行えない対象者に対して通知する機能を要件として定義した。
4	書類督促	主に認定調査票と主治医意見書の提出期限超過に伴う督促するための機能を要件として定義した。

※ 認定審査会機能については、厚生労働省より認定ソフトが配付されていることを勘案し、標準仕様の範囲外としている。

○ 給付管理の各要件について、以下の観点で標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	居宅届出	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出に関する機能を要件として定義した。
2	償還（住宅改修費、福祉用具購入費、その他償還）	住宅改修費・福祉用具購入費・その他の償還払いに関する機能を要件として定義した。 保険者による自庁処理、もしくは国保連合会の共同処理への委託の何れかを保険者の裁量により実施する機能については、法令等を踏まえ、自庁処理を実装必須とし、委託運用を実装オプションとして定義している。（以降、自庁と委託の実装類型の考えとする。）
3	高額サービス費	高額介護（予防）サービス費支給処理に関する機能を要件として定義した。償還と同様に、自庁と委託の実装類型の考えのとおり定義している。
4	支払通知	給付管理における支払処理に関する機能を要件として定義した。償還と同様に、自庁と委託の実装類型の考えのとおり定義している。
5	給付実績	国保連合会と保険者間で連携する給付実績情報に関する機能を要件として定義した。
6	高額合算（交付申請、支給申請）	高額医療合算介護（予防）サービス費支給に関する機能を要件として定義した。制度開始時より国保連合会への委託での運用が主流であることを前提に定義している。
7	介護給付費通知	介護給付費通知に関する機能を要件として定義した。償還と同様に、自庁と委託の実装類型の考えのとおり定義している。

- 統計・報告等の各要件について、以下の観点を標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	報告資料作成	事業状況報告を始めとした専用の統計集計機能を要件として定義した。 また、各事業にて専用集計を定義するのではなく、EUC機能を利用して運用するように定義している。
2	情報提供	認定結果や訪問調査、主治医意見書等に関する情報提供（情報開示）の機能を要件として定義した。